

消費者を守る法律が強化されました

特定商取引法・割賦販売法が一部改正(平成21年12月1日施行)

特定商取引法はどんな法律？

消費者トラブルを生じやすい訪問販売など特殊な販売方法による取引について、事業者が守るべきルールと、消費者を守るルールを定めています。

(主な内容)

- 事業者に対して、契約書面の交付義務、広告の規制、不当な勧誘等の行為の禁止など行政による規制が定められています。これらに違反した場合は、行政処分、刑事罰の対象になります。
- クーリングオフ、不実告知等を理由とする契約の取消し等消費者救済のための民事ルールを設けています。

(対象となる取引)

訪問販売・電話勧誘販売・通信販売・特定継続的役務提供・連鎖販売取引(マルチ商法)
業務提供誘引販売取引(内職・モニター商法)

割賦販売法はどんな法律？

売買代金を分割して毎年、毎月など定期的に支払うことを約束した割賦販売(クレジットでの契約)において、購入者、販売業者、信販会社間の取引についてのルールを定めています。購入者の利益を保護する内容が盛り込まれています。

どんな改正がおこなわれたの？

規制の抜け穴解消 訪問販売・クレジット・インターネット取引の規則強化

1

訪問販売業者に対して「契約しない旨の意思」を示した消費者に対しては、契約の勧誘することを禁止します。



2

指定された商品・サービスだけが対象でしたが、改正により原則すべての商品・サービスが対象となりました。



3

訪問販売で通常必要とされる量を著しく超える商品等を購入した場合、契約してから1年以内に限り契約を解除できるようになりました。



4

消費者があらかじめ承諾・請求しない限り、電子メール広告の送信を原則的に禁止します。



5

訪問販売業者が虚偽説明による勧誘や過量販売を行った場合、個別クレジット契約も解約し、すでに支払ったお金の返還も請求可能となります。

必ずエコ融資が受けられると業者にいわれて
工事を依頼したソーラーシステム



そのほかにも、次のような改正が行われました。

- 割賦販売の定義・・・「2ヶ月以上かつ3回払い以上」の分割払いのクレジット契約に加えて「2ヶ月以上後の1回払い、2回払い」を追加
- クレジット会社は、加盟店の販売業者の勧誘行為の調査を義務付け、不適正な勧誘があれば、クレジット契約の締結を禁止
- クレジット会社は、指定信用情報機関を利用した支払能力調査を義務付け、消費者の支払能力を超える契約の締結を禁止
- 通信販売やオンラインショッピング等で返品可否・条件を広告に表示していない場合は、8日間、送料を消費者負担で返品（契約の解除）を可能にした。
- クレジット会社等に対して、個人情報保護法ではカバーされていないクレジットカード情報の保護のために必要な措置を講じることを義務付け。カード番号の不正提供・不正取得をした者等を刑事罰の対象に など